

公示送達書

大鰐町告示第78号

告 示

地方税法第20条の2の規定により下記書類を公示送達します。
なお、この書類は当税務課において保管しているのでいつでも送達を受け
るべき者に交付します。

令和8年5月25日

大鰐町長 山 田 年 伸

書類の名称	送達を受けるべき者	摘 要
令和8年度固定資産税 納税通知書	小堀 晃市	
同上	石田 晴男	石田 キア 分
同上	水木 隆司	水木 隆博 外1名 分

(注意)

地方税法第20条の2の規定により、啓示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

上記納期限について

- 第1期分納期限 令和8年7月31日
- 第2期分納期限 令和8年7月31日
- 第3期分納期限 令和8年9月30日
- 第4期分納期限 令和8年11月30日